

議案第 37 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、  
本議会の議決を求める。

平成 10 年 3 月 10 日

三朝町長 吉田秀光

平成 10 年 3 月 20 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 50 年三朝町条例第 7 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条」を「第 24 条第 1 項」に、「保育所への入所措置」を  
「保育の実施」に改める。

第 2 条中「保育に欠ける」を「保育を要する」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する保育所の入所定員は、町長が別に定める。

第 4 条第 1 項中「所長、主任保母、保母」を「所長、園長、副園長、主任保母、  
主任保父、保母、保父」に改める。

第 5 条の見出しを「（保育の実施基準）」に改め、同条中「保育所への入所措  
置」を「保育の実施」に改める。

第 6 条の見出し中「措置児童」を「要保育児童」に改め、同条中「入所措置す  
る」を「保育を実施する」に、「措置児童」を「要保育児童」に改める。

第7条第1項中「第56条第2項」を「第56条第3項」に、「保育所措置費  
国庫負担金」を「保育所運営費国庫負担金」に改め、同条第2項中「措置児童」  
を「要保育児童」に、「保育単価」を「保育費用」に改める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

光 表 田 吉 長 官 印

美 濃 郡 西 林 町 長 官 印  
美 濃 郡 西 林 町 長 官 印

第 一 章 第 三 節

附 則 第 一 條 第 一 項 第 一 号 第 一 号 第 一 号

(第 一 号 第 一 号 第 一 号) 附 則 第 一 條 第 一 項 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号

第 一 号 第 一 号 第 一 号 第 一 号